

平16福情答申第9号  
平成16年9月24日

福岡市長  
山崎 広太郎 様  
(保健福祉局生活衛生部葬祭場再整備担当)

福岡市情報公開審査会  
会長 吉野 正

公文書公開請求に係る一部公開決定に対する異議申立てについて（答申）

福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第20条第2項の規定に基づき、平成16年2月4日付け保生第1540号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

#### 記

「①平成8年2月19日協定書締結時の桧原葬祭場対策委員会の委員名簿，④10／26，桧原健康増進会館で開催の近隣説明会の議事録」の一部公開決定に対する異議申立て

## 1 審査会の結論

「①平成8年2月19日協定書締結時の桧原葬祭場対策委員会の委員名簿, ④10/26, 桧原健康増進会館で開催の近隣説明会の議事録」(以下「本件対象文書」という。)について, 福岡市長(以下「実施機関」という。)が行った一部公開決定(以下「本件決定」という。)は, 妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨及び経過

### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は, 実施機関が異議申立人に対して行った本件決定について, その取消しを求めるというものである。

### (2) 異議申立ての経過

ア 平成15年12月2日, 異議申立人は, 実施機関に対し, 福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき, 本件対象文書について公開請求を行った。

イ 平成15年12月10日, 実施機関は, 本件対象文書について, 条例第11条第1項の規定により本件決定を行い, その旨を異議申立人に通知した。

ウ 平成16年1月19日, 異議申立人は, 本件決定について, これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

## 3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

### (1) 異議申立人の主張

異議申立人は, 異議申立書及び当審査会第2部会における口頭意見陳述において, 概ね次のように主張している。

ア 桧原葬祭場対策委員会(以下「対策委員会」という。)が桧原葬祭場問題を扱う桧原地区住民を代表するものとするならば, その活動は公的なもので, 公人として扱われるべきであり, その委員の氏名等を開示しないのは違法である。

イ 形骸化した対策委員会をいいことに, 地元代表と祭り上げ, 市の葬祭場再整備計画推進に都合のいいように新しく協定書を締結したのは不当であり, 違法である。

ウ 地元住民のほとんどが対策委員会の存在を知らないし, ましてや委員会が住民から意見を聴取したり, 市との会議の報告を行った記録はどこにも存在しない。

市があくまでも地元の代表と主張するのは不当であり、対策委員名を開示すべきである。

エ 福岡市が、対策委員会を地元代表として密室で協議・交渉を行い、合意を得たとして事業を進めるのは暴挙である。

## (2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会第2部会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

ア 対策委員会は、現在の葬祭場建設時より、本市の葬祭場建設事業推進に当たり、地元の意見を市に伝え、協議を行う地元代表者として、地元が選出した団体である。

独立した団体については、その代表者等役員の氏名は、条例第7条第1号アに該当することから公開をしているが、代表者の自宅の住所並びに団体の構成員の氏名及び自宅住所までは公開することが予定されているとは認められない。

また、対策委員会の委員は、非常勤特別職の公務員ではないため、条例第7条第1号ウにも該当しない。

以上のことから、代表者の自宅住所並びに委員の氏名及び自宅住所については、条例第7条第1号本文に該当し、同号ただし書のアからウまでには該当しないことから、非公開とすることが妥当と判断したものである。

イ 近隣説明会の議事録については、説明会では、発言者は住所と氏名を言って発言を行ったため、これらの個人情報も記録されている。これらの情報は、条例第7条第1号本文に該当し、同号ただし書のアからウまでに該当しないことから、非公開とすることが妥当と判断したものである。

## 4 審査会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

### (1) 本件対象文書について

ア 福岡市は、桧原地区の葬祭場について、老朽化等に伴い、現葬祭場を解体して隣接地に新葬祭場を建設することとし、平成16年度から新葬祭場の本体工事に着工している。

本件対象文書のうち「①平成8年2月19日協定書締結時の桧原葬祭場対策委員会の委員名簿」については、対策委員会が平成8年2月19日に福岡市と締結した協定書（以下「協定書」という。）を実施機関は当該文書として特定し、また、「④10/26、桧原健康増進会館で開催の近隣説明会の議事録」（以下「議事録」という。）は、同市及び新葬祭場の建設事業者等が平成15年10月26日に新葬祭場の建設計画

について地元住民に対し行った説明会の記録である。

イ 協定書には、福岡市と対策委員会が葬祭場に関し合意した協定事項のほか、協定書締結当事者である対策委員会の委員長及び委員全員の氏名及び印影が記載されているが、実施機関は、本件決定において、委員長の氏名及び印影は公開し、各委員の氏名及び印影を非公開としている。

また、議事録には、説明会の出席者、発言者、発言内容等が記載されているが、実施機関は、本件決定において、住民の名前及び住所並びに建設業者の従業員の名前を非公開としている。

(2) 条例第7条第1号（個人情報）該当性について

ア 条例第7条第1号（以下「第1号」という。）は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが公にすると個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書のアからウまでに掲げる情報を除いて非公開とするものと定めている。

イ まず、本件対象文書のうち協定書について検討すると、対策委員会の目的、組織、運営等について定めた「桧原葬祭場対策委員会規則」において、「本委員会は、福岡市葬祭場が桧原地区に存在することにより発生する諸問題について桧原地区の住民を代表して協議し、解決することにより、地区の発展及び住民の福祉に寄与することを目的とする。」（第2条）とされている。

ウ そこで、異議申立人は、対策委員会の委員が桧原葬祭場問題を扱う桧原地区住民を代表する人々とするならば、その活動は公的なもので、公人として扱われるべきであり、その委員の氏名等を開示しないのは違法であると主張する。

エ 他方、実施機関は、対策委員会は、現葬祭場の建設時より、福岡市の葬祭場建設事業の推進に当たり、地元の意見を市に伝え、同市と協議を行うものとして地元住民が選出し設立した団体であるものの、その構成員の氏名等については、代表者を除き、公にすることが予定されているとは認められない、と主張する。

オ 一般に、特定の団体の構成員の氏名等は、当該団体に関する情報であるとともに当該構成員個人に関する情報であるところ、それを公開すべきか否かについては、団体の種類、性格、法制度等により様ではないと考えられる。

本件における対策委員会は、あくまで地域住民が福岡市葬祭場が桧原地区に存在することにより発生する諸問題について協議し、解決することを目的に任意に組織された法人格のない団体であり、代表者は別として、構成員である委員の氏名等までが広く公にされることを前提としているものとは認められない。

カ そうすると、対策委員会の委員の氏名及び印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、かつ、第1号ただし書ア（法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報）に該当しないものである。さらに、同号ただし書イ及びウにも該当しないことは明らかである。

キ したがって、本件対象文書のうち協定書に記載されている対策委員会の委員の氏名及び印影は、第1号に該当する個人情報として非公開とするのが妥当である。

ク なお、異議申立人は、葬祭場再整備に関する対策委員会の考え方を確認しその見解を質すためには、構成員である委員が誰なのか明らかにされる必要がある旨主張するが、実施機関は委員長の名前は公開していることから、異議申立人は必要があれば対策委員会の代表者たる委員長に連絡を取れば所期の目的を達成し得るものであり、この点に関する異議申立人の主張は理由がない。

ケ また、本件対象文書のうち議事録に記載されている住民の名前及び住所並びに建設業者の従業員の名前も、個人情報として第1号本文に該当し、かつ同号ただし書のアからウまでのいずれにも該当しないことは明らかであることから、非公開とするのが妥当である。

(3) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件対象文書の公開・非公開に関するもののほか、福岡市が葬祭場再整備事業を推進するに当たっての住民に対する対応のあり方の是非等について種々の主張をしているが、これらの主張は、公文書の公開・非公開に係る当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成16年2月4日	実施機関からの諮問
平成16年2月19日	実施機関が弁明意見書を提出
平成16年8月26日(部会)	異議申立人及び実施機関からの口頭意見聴取及び審議
平成16年9月22日(部会)	審議

---

## 6 答申に関与した委員

吉野正，今泉博国，大橋洋一，安河内恵子